

令和7年 第4回農業委員会議事録

令和7年4月25日午後3時00分に第4回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

2. 遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

16 番（齋藤 吉勝） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

5 番（西塚 喜行） 15 番（小松 栄作） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

3. 本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局主査兼係長	富樫 久芳	事務局主事	菅野 幹太

4. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 6号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第14号 非農地証明願について

議第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第16号 尾花沢市農用地利用集積等促進計画について

令和7年 第4回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和7年第4回通常総会を4月25日（金）市役所大会議室において午後3時00分より開会した。

（事務局 五十嵐局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 五十嵐局長）

ご着席ください。開会に先立ち申し上げます。5番西塚喜行委員、15番小松栄作委員より欠席する旨、16番齋藤吉勝委員より遅れる旨の連絡がございました。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

みなさん総会にご出席いただきましてありがとうございます。4月の初めはだいぶ暖かくて過ごしやすかったんですけども、ここにきてちょっと寒い日が続いております。すいかの定植や育苗ハウスの管理と大変でしょうけれども、ここ一番頑張って、いいものを作ってくださいようお願いして、挨拶にかえさせていただきます。

（事務局 五十嵐局長）

ありがとうございました。次に議長であります。農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和7年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番伊勢村孝之委員、13番石川富士太郎委員、以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第6号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁から9頁をご覧ください。案件は22件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、別人へ売買するものが1件、同人へ売買するものが1件、別人への貸借を予定するものが19件、同人への貸借を予定するものが1件です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第6号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、2番近藤剛委員、3番沼澤克己委員の退席を求めます。

(2番 近藤委員 退席)

(3 番 沼澤委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第 1 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、今月申請のありました案件についてご説明いたします。

所有権の移転が 5 件、賃貸借権の設定が 2 0 件、使用貸借権の設定が 3 件です。

1 0 頁の No. 1 から 1 1 頁の No. 5 までが所有権移転分です。所有権移転の申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 2 件、労力不足によるものが 1 件、耕作不便によるものが 1 件、その他贈与によるものが 1 件です。

1 2 頁 No. 6 から 2 0 頁の No. 2 5 までが賃貸借権の設定です。申請事由ですが、所有者の農業廃止によるものが 9 件、労力不足によるものが 8 件、高齢化による経営縮小によるものが 2 件、相手方の要望によるものが 3 件です。耕作不便によるものが 1 件です。

2 1 頁の No. 2 6 から No. 2 8 までが使用貸借権の設定です。申請事由ですが、耕作権の交換が 2 件、経営移譲年金受給のための再設定が 1 件です。

No. 1 から No. 2 8 は不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

また、今年度より譲受人、借り人に対して農業関係法令のうち耕作の事業に直接関係する種苗法の育成者権違反や農薬取締法の第 2 4 条の禁止農薬の使用違反、非表示の農薬の使用違反、農業振興地域の整備に関する法律の開発許可違反、農地法の 3 条や違反転用がないか申告をさせることになっておりまして、確認したところ違反に関する申告はございませんでした。もしも、委員の皆さんで情報をお持ちである場合には発言いただき当該案

件については今月の審議を保留とし関係部署に照会するなど確認し精査の上、翌月の農業委員会総会において報告いたします。その上で審査を行っていただきます。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しく願います。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。2番近藤剛委員、3番沼澤克己委員復席願います。

(2番 近藤委員 復席)

(3番 沼澤委員 復席)

(議 長)

次に議第14号「非農地証明願について」を上程いたします。現地調査第1班主任、笹原哲委員の報告・説明を求めます。

(1番 笹原委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、笹原 哲委員の報告・説明を求めます。

(1番 笹原委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました、ご質疑ありませんか。菅野主事。

(事務局 菅野主事)

申し訳ございません。申請内容に修正・追加説明がございます。まず修正箇所ですが、37頁の申請番号3番、左から所在地、地番、登記簿地目、農振、面積と続きますけれども、農振の欄が農振農用地としておりますけれども、精査したところ農振農用地区域外の土地でございました。また、備考のところですが、農用地からの除外見込みとありますけれどもこちらも農用地面積ではございませんので、備考のところも消していただければと思います。

No. 1 と No. 2 の農用地からの除外の決定公告日ですけれども、先日、農振担当法の方に確認したところ、5月の中旬頃を予定しているようです。後は2点補足というか追加説明ですけれども、申請番号2番、3番〇〇〇〇の案件が続いております。違反転用状態だったものを是正するために申請という形になっておりますけれども、当日現地調査の際にも指摘させていただいて、何か所も何か所もあるようでは困ると、話をしてきたところです。おそらく何か所か残っているかも知れませんが、速やかに許可を受けられるような内容のものであれば、追認申請をするようにと伝えてきたところです。以上です。

(議長)

はい、その他ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議長)

伊勢村委員。

(12番 伊勢村孝之委員)

12番伊勢村です。No. 1の案件なのですが、〇〇〇〇さんの件です。面積要件が約50aということで、面積が大きかったので、運営委員会と地区担当の農業委員石川さんと協議しました。内容を報告しますと、現地調査のとおり、許可相当との話になりました。また、コンクリートの破砕ガラ土砂置き場に関しても、上位法等の許可申請を上げて、転用次第それに則って着工ということでありましたので、大丈夫かと思えます。なおかつ、協議の意見として、意見書として付していただきたいことが一つありまして、〇〇〇〇さんも承知していると思いますが、コンクリートガラが川に流れ込まないようにしっかりと川から離れたところで、法律に則って置き場として利用していただければと、そういった旨のことを付け加えていただければと思います。以上です。

(議長)

その他ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第16号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第16号「尾花沢市農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。議案書49頁の促進計画の総括表をご覧ください。

今回申請のありました促進計画は、公益財団法人やまがた農業支援センターで口座振替を行う貸借が8件、無償や支援センターが預からない米による物納等の契約で形式上口座振替を行わないため使用貸借となるものが2件です。

申請地は全て農振農用地区域内の土地で80,312㎡、また、全てが地域計画の区域に含まれている農地です。福原地区の地域計画に含まれている農地が28,782㎡、宮沢地区の地域計画に含まれている農地が26,789㎡、常盤地区の地域計画に含まれて

いる農地が24,741㎡です。

対象人数は、賃貸借が出し手8名、受け手5名。使用貸借は出し手2名、受け手2名で
ございます。

借賃の値幅は下段中央のとおりになります。

50頁からは市より計画要請のあった順に記載した個別状況です。

これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条5項の各号の要件を
満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(挙手あり)

(議長)

星川敬夫委員。

(8番 星川敬夫委員)

8番、星川敬夫です。今回の18条の解約申請がいつもよりだいぶ少ないように感じま
す。一方3条申請の手続がかなり多いようです。これは支援センター等の指導でそうなっ
たのか、あるいは個人の意思でそうなったのか、わかれば説明をお願いします。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

星川委員から、18条の解約申請、3条申請と今回の促進計画との関連についての質問
でございますけれども、今まで集積という、どちらかといえば簡易な形で設定していたも

のが、今月からできなくなりました。事務局としては、4月以前に設定したものであれば、有効でありますので、早めに契約の更新をお願いしていたところです。そういったこともあって先月や先々月に、切り替わる前の方式の申請が多く出ていたところです。4月からは集積計画が無くなって地域計画による促進計画による貸借の設定となりますので、そういったことで今月は件数が多くないのではないかなと考えております。また、3条申請と促進計画との関係でございますけれども、3条申請の賃貸借であれば、期間が経過しても解約手続をしない限りは自動更新となります。ただ、促進計画は期間が原則10年以上であることとか、手数料も多少かかるということもありまして、権利設定をする方同士で話をした結果、3条申請にする形も出てきております。ですので、事務局としては3条申請と促進計画の違いをお伝えし、当事者間で判断されたものでございますので、それぞれ個人の意思で設定されたものであって、事務局で振り分けたものではございません。以上でございます。

(議 長)

星川敬夫委員。

(8番 星川敬夫委員)

8番、星川敬夫です。ありがとうございます。

(議 長)

その他ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和7年第4回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時41分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和7年4月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____